

令和元年第8回 美里町農業委員会会議録

令和元年8月9日

令和元年第8回美里町農業委員会会議を美里町馬場1100番地美里町役場中央庁舎第3・4会議室に招集する。

出席委員

1番	奥村 智	3番	永田末廣	4番	善積邦昭	5番	長木一美
6番	松村新二	7番	田中 豊	8番	吉坂美佐子	9番	松田政明
10番	吉田美好						

欠員 1名

事務局

事務局長 富永英司 書記 安達浩一 上村海晴

その他事項

傍聴人数 0名

開会 午後1時30分

事務局長（富永英司君） こんにちは。只今から令和元年第8回美里町農業委員会会議を開会いたします。それでは、議事の進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第4条に基づき会長が行います。

会長（吉田美好君） それでは、私の方で議事を進めさせていただきます。本日は全員出席でございますので、美里町農業委員会会議規則第6条に基づき会議が成立することをまず宣言します。本日の署名委員を指名いたします。署名委員は、9番松田委員、1番奥村委員を指名いたします。それでは、早速議事に入りたいと思います。なお、発言のある方は挙手の後、指名を受けて、発言をお願いします。議案第21号農地法第3条の規定による許可申請農業委員会許可分番号1について、事務局より補足の説明はありませんか。

事務局（安達浩一君） はい、それでは、議案第21号番号1について、補足の説明を行います。番号1は、譲渡人は高齢で農地の管理が出来ておらず、譲受人が経営拡張を目的に双方合意により、所有権移転売買での申請をされました。また、下限面積要件並びに周辺地域における効率的かつ総合的な農地利用の確保」について支障を生じるおそれの有無など農地法第3条第2項の各号には該当しないものと思われ、許可要件をすべて満たすものと考えられます。以上で補足の説明を終わります。

会長（吉田美好君） 以上で事務局より、番号1の補足の説明を終わります。それでは、議案第21号番号1を議題とし、内容の説明を3番永田委員に求めます。

3番（永田末廣君） 議案第21号番号1、権利所有権移転、・・・・・・・・・・。以上です。

会長（吉田美好君） 以上で議案第21号番号1の内容説明を終わります。それでは番号1について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第21号農地法第3条の規定による許可申請農業委員会許可分番号1は、原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

会長（吉田美好君） 全員賛成と認めます。よって、議案第21号番号1は、原案どおり決定しました。次に進みます。議案第22号農地法第5条の規定による許可申請県知事許可分番号1を議題とし、内容の説明を1番奥村委員に求めます

1番（奥村智君） 議案第22号番号1、・・・・・・・・・・・・・・・・・・。以上です。

会長（吉田美好君） 事務局より補足の説明はありませんか。

事務局（安達浩一君） はい、それでは補足の説明をいたします。まず土地の選定理由ですが借人が太陽光発電施設を目的に申請地の地権者から賃貸借権にて20年間借入られました。次に造成計画ですが、現在の地形を利用するもので特段の造成工事計画はされておりません。また、排水計画は自然浸透で処理する計画と

なっております。次に、被害防除計画につきましては、周辺農地への日照等耕作への影響はないと思われませんが、被害が生じた場合にはおいては、責任をもって対処する計画となっております。次に資金計画ですが、残高証明書が添付されており、資金計画には問題ないものと思われます。なお、当該申請農地は国道と山林で分断された10ha未満の第2種農地で転用申請には問題ありません。つきましては、許可後ただちに当該申請地を利用する計画となっており、申請に係る用途に遅滞なく供する事の確実性が見込まれます。以上で内容の説明を終わります。

会 長（吉田美好君）以上で議案第22号番号1の内容説明を終わります。早速議案第22号番号1のご審議をいただきます。ご質疑ありませんか。

全 員 ありません。

会 長（吉田美好君）質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。議案第22号農地法第5条の規定による許可申請県知事許可分番号1は、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

会 長（吉田美好君）全員賛成と認めます。よって議案第22号番号1は、原案どおり決定しました。次に進みます。議案第22号農地法第5条の規定による許可申請県知事許可分番号2、番号3を議題とし、内容の説明を1番奥村委員に求めます。

1番（奥村智君）議案第22号番号2、・・・・・・・・・・・・・・・・。以上です。

会 長（吉田美好君）事務局より補足の説明はありますか。

事務局（安達浩一君）はい、それでは番号2、番号3は譲受人が同一人物でありますので併せて補足の説明をいたします。まず土地の選定理由ですが譲受人は建設業を営んでおられ、今回、本社社屋、駐車場、及び資材置場を目的に土地を選定されました。次に造成計画ですが、10cm程の土砂を入れ整地する計画となっております。また、排水計画は雨水につきましては自然浸透並びに既設道路側溝に流す計画となっております。生活雑排水につきましては、浄化槽を経由して隣接側溝に排水する計画となっております。次に、被害防除計画につきましては、周辺農地への日照等耕作への影響はないと思われますが、被害が生じた場合にはおいては、責任をもって対処する計画となっております。次に資金計画ですが、残高証明書が添付されており、資金計画には問題ないものと思われます。なお、当該申請農地は国道と宅地で分断された10ha未満の第2種農地で転用申請には問題ありません。つきましては、許可後ただちに当該申請地を利用する計画となっており、申請に係る用途に遅滞なく供する事の確実性が見込まれます。以上で内容の説明を終わります。

会 長（吉田美好君）以上で議案第22号番号2の内容説明を終わります。早速議案第22号番号2のご審議をいただきます。ご質疑ありませんか。はい。奥村委員。

1番（奥村智君）はい。この農地は以前譲渡人が家を建てるという事で転用申請が出

された土地ではありませんか。

会 長（吉田美好君）事務局説明をお願いします。

事務局（安達浩一君）はい。平成 29 年に・・・さんから・・・さんへ家を建てるという事で転用申請が出されております。その時に所有権移転登記がなされており、名義人は・・・さんとなっております。

会 長（吉田美好君）はい。5 番長木委員。

5 番（長木一美君）はい。前回の・・・さんの 5 条申請を見過ごしても良いのでしょうか。

会 長（吉田美好君）はい。・・・さんがどうして家を建てずに今回・・・に転売となったのかの経緯をきちんと提出していただく事とし、議案第 22 号、番号 2 と 3 につきましては、継続審議としたいと思います。よろしいでしょうか。

全 員 はい。

会 長（吉田美好君）次に進みます。議案第 23 号農業経営基盤強化促進法に基づく集積計画の決定について、内容の説明を事務局に求めます。

事務局（上村海晴君）はい。議案第 23 号基盤強化法第 19 条（農用地利用集積計画の公告）申請番号 1、・・・・・・・・・・・・。以上で内容の説明を終わります。

会 長（吉田美好君）以上で議案第 23 号の内容説明を終わります。早速ご審議をいただきます。ご質疑ありませんか。

全 員 ありません。

会 長（吉田美好君）質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。議案第 23 号農業経営基盤強化促進法に基づく集積計画は原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

会 長（吉田美好君）全員賛成と認めます。よって議案第 23 号は原案どおり決定しました。次に進みます。議案第 24 号農業経営基盤強化促進法に基づく農地中間管理権の取得について内容の説明を事務局に求めます。

事務局（上村海晴君）はい。議案第 24 号農業経営基盤強化促進法に基づく農地中間管理権の取得（農用地利用集積計画の公告）申請番号 1、・・・・・・・・・・・・。以上で内容の説明を終わります。

会 長（吉田美好君）以上で議案第 24 号の内容説明を終わります。早速ご審議をいただきます。ご質疑ありませんか。はい。5 番長木委員。

5 番（長木一美君）はい。議案名についてですが、基盤強化法第 19 条によるという部分はこれで間違いありませんか。また、・・・さんの今回の農地の内どれか 1 筆は以前公社に貸し付けてあると思われませんが、重複しているのでは？

事務局（安達浩一君）はい。システムよりこのような形で出てくるので問題ありません。

事務局（上村海晴君）はい。・・・さんの以前公社に貸し付けた農地につきましては合意解約がなされており、今回また新たな申請となっております。

会 長（吉田美好君）はい。他にございませんか。

全 員 ありません。

会 長（吉田美好君）質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。議案第 24 号農業経営基盤強化促進法に基づく農地中間管理権の取得については原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

会 長（吉田美好君）全員賛成と認めます。よって議案第 24 号は原案どおり決定しました。次に進みます。その他となっておりますので、全員協議会に切り替えます。

休会 午後 2 時 2 5 分

全 員 協 議 会

1. 令和元年度熊本県農地利用最適化推進大会について

本会議 午後 2 時 3 0 分

会 長（吉田美好君）それでは協議会を本会議に切り替えて本日の会議はこれを持ちまして閉会させていただきます。有難うございました。

美里町農業委員会会議規則第13条の規定によりここに署名する。

美里町農業委員会会長

印

美里町農業委員会委員

印

美里町農業委員会委員

印